

4. (Gno.8) 日独会社法の当面する問題の比較法的研究 (日独比較企業法研究会)

代表：小宮 靖毅

1985/04/26 (承認) 1985 年度 (開始)

【研究の目的】

会社法・企業法は他の法領域に比べて改変の激しい分野である。その様な法や判例の動きはそれぞれの国の経済社会の状況を反映するものであるが、同じような経済社会の構造を有する国々の間では、相互にその立法や判例が影響を及ぼし合うことが少なくない。そのような意味においてドイツ会社法・企業法の動向をさぐり、その問題点を把握することは、わが国の会社法・企業法を研究し、立法や裁判への提言を試みるのに不可欠な課題と考えられる。本研究の目的もまたここにある。